

九州運輸局同時発表

平成 30 年 2 月 20 日
総合政策局物流政策課**路線バスを活用した貨客混載・共同輸送を初認定！**

～物流効率化と地域住民の生活サービス向上を実現～

国土交通省は本日、改正物流総合効率化法第 4 条第 4 項の規定により、宮崎交通（株）、日本郵便（株）、ヤマト運輸（株）が共同で実施する、バスの貨客混載・共同輸送の総合効率化計画について初めて認定しました。

国土交通省では、物流分野における労働力不足や多頻度小口輸送の進展等を背景とする物流分野における省力化・効率化・環境負荷低減を推進するため、2 以上の者が連携した幅広い物流効率化の取り組みを支援しております。



今回認定した計画は、宮崎交通、日本郵便、ヤマト運輸の 3 者による**バスの貨客混載・共同輸送事業**で、バスを活用した貨客混載はこれまでも事例がありましたが、**複数事業者の貨物を同一便で共同輸送**するのは**全国で初めての取り組み**となります。

計画では、日本郵便が西米良村にある村所郵便局から西都市にある西都郵便局まで、これまでは軽貨物車両にて一日 3 往復輸送を行っているところ、このうち片道 1 輸送について、すでに宮崎交通とヤマト運輸が実施している貨客混載便（一日 2 往復）のうち 1 便（村所→西都バスセンター間）を共同で利用するもので、**本日から運行を開始いたします。**

この取り組みにより、CO₂ 排出削減量は年間 12.7t-CO₂、運転時間削減は年間 377.5 時間の効果が見込まれます。

国土交通省では、引き続き事業者の皆様および各運輸局等と連携しながら、総合効率化計画の認定を通じ、物流の効率化に取り組んでまいります。

なお、事業の詳細については、別紙もあわせてご参照下さい。

【問い合わせ先】

（物流総合効率化法について）

総合政策局 物流政策課 森崎、近藤、森田

代表：03-5253-8111（内線 53-334）

直通：03-5253-8799 FAX：03-5253-1559

（認定事業の概要について）

九州運輸局 環境・物流課 金平、東

電話 092-472-3154 FAX：092-472-2316